

平成22年度北相木村福利厚生事業の内容を公表します。

北相木村では、地方公務員法第42条に基づき、職員の保健に関する事業を実施しています。

1.平成22年度事業内容及び決算の状況

(1) 北相木村では、労働安全衛生及び地方公務員法の規定に基づき、職員の衛生及び健康管理事業を実施しています。

①定期健康診断等受診状況

区 分	受 診 者 数
人間ドック	7人
定期健康診断	39人
計	46人

② 収 入

村交付金	653千円
------	-------

支 出

健康診断受診助成	591千円
----------	-------

(2) 長野県市町村職員互助会は、地方公務員法第42条に規定する「その他の厚生制度」を実施する県の連合団体として設立され、長野県内の市町村及び一部事務組合等で組織されています。また、長野県市町村職員互助会の運営は、市町村等職員の掛金（個人負担）と市町村等の負担金（公費負担）により行われています。

負担金（公費負担）給料総額の2.8/1000

☆平成22年度支出の状況（職員数46人 平成23年3月末現在）

区 分	支出額
職員掛金（個人負担分）	425千円
負担金（公費負担分）	425千円

公費負担率50.0%